

平成 26 年度第 1 回 防府市子ども・子育て会議資料

保育の支給認定基準について

平成 26 年 4 月 22 日

健康福祉部 子育て支援課

1 保育の必要性の認定について

① 概要

- ◇ 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- ◇ 保育の必要性の認定に当たっては、以下の項目について認定基準を策定することとされている。
 - ① 「事由」・・・保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ② 「区分」・・・長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育の必要量）
 - ③ 「優先利用」・・・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- ※ 各項目が、「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれに該当するかについては、現在のところ未定
- ◇ 従来、「保育に欠ける」ことの認定については、保育所の入所判定と同時に行っていたが、新制度においては、入所判定とは独立した手続として、「保育の必要性」の認定を行う。
- ◇ 「保育の必要性」の認定にあたっては、客観的基準に基づき子ども1人1人につき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」についての認定を市町村が行い、認定証を交付する。
- ◇ 認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込む。
- ◇ 保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）については、国で定められるが、実際の運用にあたっては、現行の状況等を踏まえ詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されている。

② 防府市の現状

- ◇ 本市における現状は、おおむね国が示した方針に沿った運用を行っている。
- ◇ 「優先利用」については、希望する保育所（園）に入れないという現状はあるものの、いわゆる待機児童の発生に伴う利用調整（優先利用）にまでは至っていないため、優先利用に関しての細かな基準は設けていない。

2 保育認定の基準について

① 事由

現行制度（防府市）	新制度（国の対応方針）	従／参	基準に対する 本市の考え方
<p>○保育に欠ける要件</p> <p>児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p>	<p>○保育が必要な理由</p> <p>以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p>※ 保護者本人の事由により判断することを基本とする が、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p>	未定	国の基準どおり
<p>【要件】</p> <p>1. 居宅外で労働することを常態としていること</p> <p>① 居宅外で原則として、昼間4時間以上、月16日以上仕事をしているもの</p> <p>② 居宅外の自営及び農漁業に、昼間4時間以上従事しているもの。また、農業の場合は、自己所有農地または家族所有農地であって、30アール以上のもの</p> <p>2. 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること</p> <p>① 居宅内で原則として昼間4時間以上、月16日以上の内職及び事業の営業者又は事業専従者として仕事をしているもの</p>	<p>【要件】</p> <p>1. 就労</p> <p>① フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</p> <p>② 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</p>	未定	国の基準どおり

現行制度（防府市）	新制度（国の対応方針）	従／参	基準に対する 本市の考え方
<p>3. 妊娠中であるか又は出産後間がないこと</p> <p>① 出産又は出産予定日の前後各3ヶ月間の期間で出産の準備又は休養が必要な状況にあるもの</p> <p>② 出産は、妊娠3ヶ月以上の分娩で、死産及び早産、流産を含む</p>	<p>2. 妊娠・出産</p>	<p>未定</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>4. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精若しくは身体に障害を有していること</p> <p>① 治療又は療養の期間が1ヶ月にわたり、自宅療養又は入院療養しているもの。ただし、自宅療養については、原則として週1回以上通院し、かつ児童の保育に支障があると認められるもの。</p> <p>② 療育手帳の交付を受け、重度又は中度と判定されたもの</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から3級に判定されたもの</p> <p>④ ②及び③の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。</p>	<p>3. 保護者の疾病、障害</p>	<p>未定</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>5. 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること</p> <p>① 治療、負傷等に1ヶ月以上の期間を必要とするもの</p> <p>② 療育手帳の交付を受け、重度又は中度と判定されたもの</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から2級に判定されたもの</p> <p>④ ②及び③の判定のないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの</p>	<p>4. 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p>	<p>未定</p>	<p>国の基準どおり</p>

現行制度（防府市）	新制度（国の対応方針）	従／参	基準に対する 本市の考え方
⑤ 常時介護とは、病院等で原則として昼間4時間以上かつ、週3日以上看護に従事することをいう。または、自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に心身障害者がいてその介護に従事するものをいう。なお、病院、養護学校及び障害児（者）施設等に、通院、通学及び訓練等のため、原則として週3日以上付き添いをしているものを含む。		未定	国の基準どおり
6. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること ① 自宅等の火災、その他の災害の復旧に当たっているもの	5. 災害復旧	未定	国の基準どおり
7. その他市長が認める前記に類する状態にあること ① 昼間居宅外で求職活動することを常態としているもので、入所後3ヶ月以内に就労するもの ② 夜間居宅外で労働に従事し、昼間に休養することを常態としているもの ③ 夜間居宅内で日常の家事以外の労働に従事し、昼間に休養することを常態としているもの ④ 学校教育法に基づく学校又は就労に必要な知識、技能の修得を目的とする職業訓練校その他専門学校において就学しているもの ⑤ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する別居の親族を常時介護しているもの ⑥ その他保育にかける常態と特に認められるもの	6. 求職活動 ・ 起業準備を含む 7. 就学 ・ 職業訓練校等での職業訓練含む 8. 虐待やDVのおそれがあること	未定	国の基準どおり

現行制度（防府市）	新制度（国の対応方針）	従／参	基準に対する 本市の考え方
	9. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 10. その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	未定	国の基準どおり
【参考】 ※ 就労の目安：昼間4時間以上、月16日以上仕事をしているもの（1ヶ月64時間以上）	【参考】 ※ 保育標準時間：1週間当たり30時間程度以上 保育短時間：下限は、1ヶ月48時間以上64時間の範囲で市町村が定める ※ 「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれ」などの事由については、時間の区分を設けない。	—	—

【主な考え方】

- ・本市における現状は、おおむね国が示した方針に沿った運用を行っていることから、国の基準どおりとしたい

② 区分（保育の必要量）

- ◇ 現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていない。
- ◇ 新制度における保育認定については、「長時間」（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることになる。
- ◇ 教育標準時間認定に関しては、特段区分は設けない。

防府市	国の基準	従／参	基準に対する本市の考え方
区分は設けていない	○保育標準時間 11時間 ○保育短時間 8時間	未定	国の基準どおり
	・保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定 一ヵ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める	未定	一ヵ月当たり64時間以上

【主な考え方】

- ・就労の下限時間については、これまでと同じ「1ヶ月64時間以上」としたい。

③ 優先利用

防府市	国の基準	従／参	基準に対する 本市の考え方
<p>◇選考を行う場合の基準 (防府市保育所における保育に関する条例施行規則で 規定)</p> <p>(第1 優先順位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が離別 ・ 保護者の疾病 ・ 居宅外労働である場合を優先 <p>(第2 優先順位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮度の高い者 ・ 児童の年齢が低い者 	<p>◇調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>◇虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用。</p> <p>◇優先事項の例示については、以下のとおり（実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用）</p>		
	① ひとり親家庭（母子及び寡婦福祉法による配慮）	未定	国の基準どおり
	② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	未定	国の基準どおり
	③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	未定	国の基準どおり
	④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合(児童虐待防止法による配慮)	未定	国の基準どおり
	⑤ 子どもが障害を有する場合	未定	国の基準どおり
	<p>⑥ 育児休業明け</p> <p>例)・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・ 1歳まで育児休業を取得し復帰する場合 	未定	国の基準どおり
	⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	未定	国の基準どおり

防府市	国の基準	従/参	基準に対する 本市の考え方
	⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※連携施設に関する経過措置	未定	国の基準どおり
	⑨ その他市町村が定める事由 その他の事由として検討を要する事由 ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮 ・市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮 ・放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に当たって配慮	未定	国の基準どおり

3 その他

- ◇ 本基準については、条例または規則等のいずれによるかについては、現在のところ検討中。
- ◇ 現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう留意が必要。

